

荒尾市立有明医療センター（以下「本院」という。）では、医療法（昭和23年号外法律第205号）第39条の19の規定に基づく本院に勤務する医療従事者の勤務環境の改善その他の医療従事者の確保に資する措置を講ずるための計画として、医療従事者の負担軽減及び処遇改善に資する計画（以下「本計画」という。）を策定し、取り組みを行っております。

医療法（昭和23年号外法律第205号）  
 第四節 医療従事者の確保等に関する施策等  
 〔病院又は診療所の管理者の責務〕  
 第三十条の十九 病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所に勤務する医療従事者の勤務環境の改善その他の医療従事者の確保に資する措置を講ずるよう努めなければならない。

本院における令和6年度 医療従事者等の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画は、次のとおり。

1. 計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間
2. 計画推進に向けた体制整備等	本院では、組織全体で継続的に本計画を推進するため、医療従事者の負担軽減・役割分担推進委員会及び総務課が関係部署と連携しながら、取り組みの推進状況の把握、課題の検討を行う。
3. 計画の公表	本計画における取組内容及び進捗状況は、病院職員向けグループウェア(MyWebイントラ)等により公表します。
4. 計画の推進責任者	病院事業管理者 大嶋 壽海

### 1. 医療従事者の負担軽減及び処遇改善に資する計画

No.	項目	目標達成年次	具体的な取組内容
1	(イ) 外来診療時間の短縮、地域の他の医療機関との連携などの外来縮小の取り組み。	実施中 (令和6年度も継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>急性期病院として、地域医療機関から入院治療や緊急手術を必要とする患者の紹介や症状が安定した患者の逆紹介を推進する。 [令和5年度実績 紹介率81.4% 逆紹介率150.1%]</li> <li>地域医療支援病院として、地域の医療機関との連携をより推進していく。</li> </ul>
2	(ロ) 院内保育所の設置(夜間帯の保育や病児保育の実施が含まれることが望ましい)	実施済 (令和6年度も継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年4月より院内保育所を設置しており、院内すべての職員が利用可能である。現在は土曜日保育も実施し、働きながら子育てを行う職員の負担軽減に取り組む。</li> </ul>
3	(ハ) 医師事務作業補助者の配置による医師の事務作業の負担軽減	実施済 (令和6年度も継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年8月より医師事務作業補助者を設置している。現在、医師事務作業補助体制加算1の20対1を取得している。医師の外来診療補助やカルテの代行入力、書類作成の補助等を行い、医師の負担軽減に取り組む。</li> </ul>
4	(ニ) 医師の時間外・休日・深夜の対応についての負担軽減及び処遇改善	実施済 (令和6年度も継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年7月より医師が時間外・休日・深夜に救急外来診療を行った場合の翌日勤務の負担軽減に取り組む。</li> </ul>
5	(ト) 看護補助者の配置による看護職員の負担軽減	実施中 (令和6年度も継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>急性期看護補助体制加算25対1を取得している。看護補助のみならず介護福祉士の配置も行い、看護職員の負担軽減に取り組む。</li> </ul>

## 2. 医師の負担軽減及び処遇改善に資する計画

### ア. 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担

No.	項目	目標達成年次	具体的な取組内容
1	初診時の予診の実施	実施済 (令和6年度も継続)	・初診時の予診の実施については、外来クラークが電子カルテの入力を行い、内容の確認を看護師が行う。
2	静脈注射等の実施	実施済 (令和6年度も継続)	・採血、点滴等は看護師と臨床検査技師が実施する。
3	入院の説明の実施	実施済 (令和6年度も継続)	・入院の必要性についての説明は医師が行い、手続き方法や入院準備など入退院支援は看護師や外来クラークが実施する。
4	検査手順の説明の実施	実施済 (令和6年度も継続)	・検査手順の説明について、外来はクラークまたは看護師、臨床検査技師が実施し、病棟は看護師が実施する。
5	服薬指導	未定 (達成年度検討中)	・病棟薬剤業務、薬剤管理指導業務については、薬剤師及び看護師が行っているが、現在は薬剤師数の不足により、看護師が多くの業務を担っている。薬剤師の増員を行い病棟薬剤師の配置を行っていく。

### イ. 医師の勤務体制等にかかる取組

No.	項目	目標達成年次	具体的な取組内容
1	①勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施	実施済 (令和6年度も継続)	・当直予定作成の段階で、2夜連続勤務とならないよう割り振りを行う。
2	②前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保 (勤務間インターバル)	実施済 (令和6年度も継続)	・勤務予定作成の段階で、勤務間インターバルを9時間以上確保するものとする。
3	③予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮	実施済 (令和6年度も継続)	・予定手術日の前日に当直やオンコール勤務を割り振りしない。また、当直やオンコール勤務の翌日に手術を予定しない。
4	④当直翌日の業務内容に対する配慮	実施済 (令和6年度も継続)	・当直の翌日に予定手術を実施しないルールとする。また、当直により連続勤務時間が長くなる日の翌日勤務に制限を行う。
5	⑥育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用	実施済 (令和6年度も継続)	・職員就業規則で定めにより育児介護短時間勤務及び部分休業制度を実施している。

### 3. 看護師の負担軽減及び処遇改善に資する計画

No.	項目	目標達成年次	具体的な取組内容
ア 業務量の調整			
1	時間外労働が発生しないような業務量の調整	実施中 (令和6年度も継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病棟等の状況に応じて、他から応援を派遣する体制とする。</li> <li>・各所属で業務改善を行い業務削減を図る。</li> </ul>
イ 看護職員と他職種との業務分担			
2	薬剤師	未定 (達成年度検討中)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病棟薬剤師を配置し、持参薬確認、薬剤管理、服薬指導、配薬カートへのセッティング、病棟配置薬の補充等の分担を行う。</li> </ul>
3	リハビリ職種	実施中 (令和6年度も継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病棟からの患者移送業務を担う。</li> <li>・病棟におけるトイレ移動の介助や整容動作の介助等を分担する。</li> <li>・病棟における車椅子移乗困難患者の介助を行う。また、看護師が移乗介助を行う場合の補助を行う。</li> </ul>
4	臨床検査技師	実施中 (令和6年度も継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外来における検査に必要な採血業務の分担を行う。</li> </ul>
5	臨床工学技士	実施中 (令和6年度も継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機器の病棟巡回確認等による分担を行う。</li> </ul>
ウ 看護補助者の配置			
6	看護補助者の配置	実施中 (令和6年度も継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護補助のみならず介護福祉士を配置し、看護職員の負担軽減に取り組む。</li> </ul>
エ 短時間正規雇用の看護職員の活用			
7	短時間正規雇用の看護職員の活用	実施済 (令和6年度も継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員就業規則で定めにより育児介護短時間勤務及び部分休業制度を実施している。</li> </ul>
オ 多様な勤務形態の導入			
8	多様な勤務形態の導入	実施済 (令和6年度も継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜勤専従看護師の導入を行う。</li> </ul>
カ 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮			
9	院内保育所	実施済 (令和6年度も継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・院内保育所を設置しており、院内すべての職員が利用可能である。現在は土曜日保育も実施し、働きながら子育てを行う職員の負担軽減に取り組む。</li> </ul>
10	夜勤の減免制度	実施済 (令和6年度も継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠中や育児における夜勤減免の制度を実施中である。</li> </ul>
11	半日・時間単位休暇制度	実施済 (令和6年度も継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1日単位だけでなく、半日単位や1時間単位での休暇取得制度を整備している。</li> </ul>
12	所定労働時間の短縮	実施済 (令和6年度も継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員就業規則で定めにより育児介護短時間勤務及び部分休業制度を実施している。</li> </ul>
13	他部署への配置転換	実施中 (令和6年度も継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の育児介護の状況や希望に配慮しながら、配置転換を行っている。</li> </ul>
キ 夜勤負担の軽減			
14	月の夜勤回数の上限設定	実施済 (令和6年度も継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2交替勤務は月4回、3交替勤務は月8回を上限としている。</li> </ul>